

この島の損保。

大同火災

令和4年4月以降保険始期用

# 海外旅行傷害保険

「いざ」と言う時の  
ために備えて  
安心!!



# 旅先でのケガやさまざまなトラブルをガードします。

～大同火災が旅の思い出をガードします～

海外旅行傷害保険では、各「特約」をセットすることにより、海外旅行中のケガ・疾病(病気)、法律上の損害賠償責任を負担することによる損害、旅行中の携行品の損害等に対して保険金をお支払いします。

## 傷 害



交通事故によりケガをしたとき

## 疾 病(病気)



カゼ、腹痛など病気に見舞われたとき

## 救 援 者 費 用



事故や病気により長期入院し、家族が現地へ赴いたとき

## 携 行 品



身の回り品が盗難にあったとき

## 賠 償 責 任



法律上の賠償責任を負ったとき

## 用語のご説明

- ・「被保険者」とは、保険の補償を受けられる方をいいます。
- ・「保険金額」とは、保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額のことをいいます。
- ・「責任期間」とは、保険期間中であつ旅行行程中(保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。

## 海外旅行傷害保険のご説明

補償項目	保険金をお支払いする場合／お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡	責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。ただし、傷害後遺障害保険金支払特約がセットされている場合において、傷害後遺障害保険金支払の原因となった傷害の直接の結果として、その傷害の原因となった事故の日から180日以内に死亡したときは、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金を控除した残額を傷害死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失*1</li> <li>・戦争、その他変乱(戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されるため、テロ行為は除かれます。)*2</li> <li>・放射線照射、放射能汚染*3</li> <li>・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ</li> </ul>
傷害後遺障害	責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて傷害後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額をもって限度とします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ</li> <li>・脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、流産によるケガ</li> <li>・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛などで医学的他覚所見のないもの</li> <li>・旅行開始前、終了後のケガ</li> </ul>
疾病死亡	以下の①～③のいずれかに該当する場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。 ①責任期間中に疾病により死亡した場合 ②責任期間中に発病(発病の認定は治療費用と同様です。)した疾病または責任期間中に原因が発生し、責任期間終了後72時間以内に発病した疾病により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合(ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、その後も継続して医師の治療を受けていた場合に限り。) ③責任期間中に感染した特定の感染症(疾病治療と同様です。)により責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記*1～*3に加え、</li> <li>・自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気</li> <li>・妊娠、出産、流産、これらが原因の病気</li> <li>・歯科疾病</li> </ul>
傷害治療	責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けられた場合、1回の事故につき傷害治療費用保険金額を限度として、被保険者が現実に支出した次の費用で当会社が社会通念上妥当と認めた金額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限り。①医師の診察費、処置費および手術費 ②義手、義足の修理費 ③治療のための通訳雇入費用 ④保険金の請求のために必要な医師の診断書の費用 ⑤入院により必要になった次の費用(1事故につき20万円を限度) A国際電話料等通信費 B入院に必要な身の回り品購入費(5万円を限度とします。) ⑥医師の治療を受けた結果、当初の旅行行程を離脱した場合の当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費または直接帰国するための交通費および宿泊費 ⑦救急措置として被保険者を病院・診療所に移送するための緊急移送費 ⑧入院中の病院・診療所に専門医師がいないまたはその病院・診療所での治療が困難なことに伴い、他の病院・診療所へ移転するための費用など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記*1～*3に加え、</li> <li>・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ</li> <li>・自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ</li> <li>・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛などで医学的他覚所見のないもの</li> <li>・旅行開始前、終了後のケガ</li> <li>・日本国外においてカイロプラクティック、鍼灸または灸による治療のために支出した費用</li> </ul>
疾病治療	「責任期間中に発病した疾病」、「責任期間終了後72時間以内に発病した疾病(その原因が責任期間開始前または責任期間終了後に発生したものを除きます。)」により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始された場合または責任期間中に感染した特定の感染症(注1)により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始された場合、1回の事故につき疾病治療費用保険金額を限度として、被保険者が現実に支出した次の費用で当会社が社会通念上妥当と認めた金額をお支払いします。ただし、医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した次の費用に限り。①医師の診察費、処置費および手術費 ②治療のための通訳雇入費用 ③保険金の請求のために必要な医師の診断書の費用 ④法令に基づき公的機関より、病原体に汚染された場所または汚染された疑いがある場所の消毒を命じられた場合の消毒のために要した費用 ⑤入院により必要になった次の費用(1回の病気に付き20万円を限度) A国際電話料等通信費 B入院に必要な身の回り品購入費(5万円を限度とします。) ⑥医師の治療を受けた結果、当初の旅行行程を離脱した場合の当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費または直接帰国するための交通費および宿泊費 ⑦入院中の病院・診療所に専門医師がいないまたはその病院・診療所での治療が困難なことに伴い、他の病院・診療所へ移転するための費用など (注1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症または同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限り。) (ア) 一類感染症 (イ) 二類感染症 (ウ) 三類感染症 (エ) 四類感染症 (オ) 指定感染症(注2) (注2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第144号)第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定を準用することが政令で定められている場合に限り。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記*1～*3に加え、</li> <li>・自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気</li> <li>・妊娠、出産、流産、これらが原因の病気</li> <li>・歯科疾病</li> <li>・旅行開始前に発病した病気</li> <li>・日本国外においてカイロプラクティック、鍼灸または灸による治療のために支出した費用</li> </ul>

補償項目	保険金をお支払いする場合／お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
救護者費用	<p>旅行行程中に被保険者が&lt;お支払い対象となる主な場合&gt;の①～⑥などの事由に該当したことにより、&lt;お支払い対象となる主な費用&gt;の①～⑥などの費用のうち保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に出した金額をお支払いします。</p> <p>&lt;お支払い対象となる主な場合&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして継続して3日以上入院した場合</li> <li>②責任期間中に発病した疾病(歯科疾病、妊娠、出産、早産、流産およびこれらに起因する疾病を含みません。)を直接の原因として継続して3日以上入院した場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合に限り。</li> <li>③責任期間中に搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合</li> <li>④責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合</li> <li>⑤責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。</li> <li>⑥疾病または歯科疾病、妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡した場合など</li> </ol> <p>&lt;お支払い対象となる主な費用&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①遭難した被保険者を捜索、救助または移送する活動に要した費用</li> <li>②救護者の現地までの航空機等の往復運賃(救護者3名分を限度とします。)</li> <li>③現地および現地までの行程における救護者のホテル等客室料(救護者3名分を限度とし、かつ救護者1名につき14日分を限度とします。)</li> <li>④治療を継続中の被保険者を自国の病院等へ移転するための費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃および治療費用保険金で支払われるべき費用は差し引いてお支払いします。</li> <li>⑤a.救護者の渡航手続費 b.救護者・被保険者が現地で支出した交通費 c.被保険者の入院・救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費等 (a.～c.合計で20万円を限度とします。ただし、治療費用保険金で支払われる費用は除きます。)</li> <li>⑥被保険者が死亡した場合の遺体処理費用(100万円を限度とします。)</li> </ol> <p>ただし、遺体輸送費用については、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃は差し引いてお支払いします。</p>	<p>上記*1～*3に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛などで医学的他覚所見のないもの</li> <li>・妊娠、出産、流産、これらが原因の病気による入院</li> <li>・歯科疾病による入院</li> <li>・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ</li> </ul> <p>など</p>
賠償責任	<p>旅行行程中に偶然な事故により、他人の身体に障害をあたえたり、他人のもの(ホテルの客室、ホテルのルームキー、賃貸業者から被保険者または契約者が賃借した旅行用品などを含みます。)に損害をあたえ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用など)をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は賠償責任保険金額を限度とします。</p> <p>(注1)被保険者が責任無能力者の場合で、当該責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときもお支払いします。</p> <p>(注2)賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。</p> <p>(注3)被保険者またはご家族の方が同様の補償内容の保険商品をご契約されている場合は、補償範囲の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否等をご確認いただいたうえでお願いします。</p>	<p>上記*2、*3に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者の故意</li> <li>・職務遂行に関する賠償責任</li> <li>・航空機、船舶(ヨットおよび水上オートバイを除きます。)、車両(ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的で使用のスノーモービルを除きます。)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> </ul> <p>など</p>
携行品損害	<p>旅行行程中に携行品(バッグ、カメラ、時計、衣類、旅券など)が、盗難・破損・火災などの偶然な事故にあつて損害を受けた場合、携行品1つ(1個、1組または1対)あたり10万円(保険の目的が乗車券等である場合は合計して5万円)を損害額の限度として、時価額または修繕費をお支払いします(自己負担額3,000円はご自身で負担していただきます。)。また、携行品損害保険金額をもって、保険期間中のお支払いの限度とします。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中のお支払いの限度とします。</p> <p>(注1)携行品とは、被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいいます。ただし、居住施設内(居住施設が一戸建住宅の場合は当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。)にある間および別送品は保険の目的に含まれません。</p> <p>(注2)次に掲げるものは携行品に含まれない主なものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①通貨、小切手、手形その他の有価証券、印紙、切手等(航空券、宿泊券等は保険の携行品に含まれます。)</li> <li>②預貯金証書、クレジットカード、運転免許証</li> <li>③稿本、設計書、帳簿 等</li> <li>④船舶、自動車およびこれらの付属品</li> <li>⑤危険な運動(ビックル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等)を行っている間の、その運動のための道具およびウィンドサーフィン、サーフィン等の運動を行うための用具</li> <li>⑥義歯、義肢、コンタクトレンズ 等</li> <li>⑦動物および植物 等</li> </ol> <p>(注3)「時価」とは同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用した期間による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p> <p>(注4)旅券の損害については、1回の事故につき5万円を限度として、再発給費用(宿泊費・交通費等を含みます。) <p>(注5)保険金は原則として日本国内で円貨でお支払いしますので、事故および損害を証明する書類をお持ち帰りください。</p> </p>	<p>上記*1～*3に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故による損害</li> <li>・携行品の瑕疵または自然の消耗、さび、変色、虫食い</li> <li>・携行品の置き忘れまたは紛失</li> <li>・山岳登山、ハンググライダーなどを行っている間に生じた用具の損害</li> <li>・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害</li> </ul> <p>など</p>
旅行変更費用	<p>次のいずれかに該当したことにより「出国を中止した場合(ただし、出国中止費用補償対象外特約がセットされている場合を除きます。)」または「出国後、旅行を途中で取りやめ帰国した場合」に保険金をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の3親等以内の親族が死亡した場合または危篤になった場合</li> <li>②被保険者が入院(歯科疾病を含みません。)をされた場合(ただし、出国前の入院については継続して3日以上入院に限り。)</li> <li>③被保険者の配偶者または被保険者の2親等以内の親族が継続して14日以上入院(歯科疾病を含みません。)を開始した場合(その他の者については出国前後にかかわらずに及んだ場合に限り。)</li> <li>④被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明もしくは遭難した場合</li> <li>⑤被保険者が山岳登山(ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミングまたはフリークライミング)をいいます。)中に遭難した場合</li> <li>⑥急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者が緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合</li> <li>⑦被保険者の居住する建物またはこれに収容される家財が、次のいずれかの事由により100万円以上の損害を受けた場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災、落雷、破裂、爆発、台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災、台風、暴風雨、豪雨等による水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災、ひょう災または豪雨、なだれ等の雪災・建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊</li> </ul> </li> <li>⑧被保険者が裁判所の呼出により、訴訟または調停の証人または評定人として裁判所へ出頭する場合</li> <li>⑨被保険者の渡航先(訪れるもしくは経由する予定のものを含みます。)</li> <li>⑩被保険者等に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合</li> </ol> <p>&lt;お支払いする保険金&gt;</p> <p>旅行変更費用保険金額を限度として、出国中止または中途帰国により、保険契約者、被保険者およびその法定相続人の方が負担した次の費用をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①旅行サービスの取消料、違約金</li> <li>②渡航手続費(渡航手続費として、出国中止または中途帰国したことにより払戻しを受けられない費用、またはこれから支払うことを要する費用。ただし、出国中止または中途帰国した後にしても使用できるものに対して支出した費用は除きます。)</li> </ol> <p>ただし、上記①、②にかかわらず、被保険者が中途帰国した場合で、旅行が企画旅行であるときは、次の算式により算出した額を支払います。</p> <p>費用＝旅行変更費用保険金額または旅行代金のいずれか小さい方×旅行日程のうち中途帰国した日以降の日数／旅行日程の日数</p> <p>なお、次のいずれかに該当する場合で、中途帰国したときの帰国費用が上記の額を上回る場合は、帰国費用をお支払いします。</p> <p>ア.被保険者が帰国のため利用する航空券・乗船券等(利用する日時が被保険者の出国後3か月以内で特定されているもの)に限り。)</p> <p>イ.購入されている場合または購入予約がされており、その費用の支払を要する場合</p> <p>エ.旅行が企画旅行で、旅行代金の中に被保険者が帰国のため利用する交通機関の航空券等の費用が含まれている場合</p>	<p>上記*1～*3に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛などで医学的他覚所見のないもの</li> <li>・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ</li> </ul> <p>など</p>
治療・救護費用	<p>治療・援助費用の保険金をお支払いする場合はそれぞれ下記によります。ただし、お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などにつき、治療・援助費用保険金額を限度とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●傷害治療費用部分 上記傷害治療に準じます。</li> <li>●疾病治療費用部分 上記疾病治療に準じます。</li> <li>●救護費用部分 上記救護者費用に準じます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●傷害治療費用部分 上記傷害治療に準じます。</li> <li>●疾病治療費用部分 上記疾病治療に準じます。</li> <li>●救護費用部分 上記救護者費用に準じます。</li> </ul>

※次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除し保険金の全部または一部をお支払いいたしません。  
●保険契約者、被保険者、保険金受取人が保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当すると認められた場合、保険金の請求について詐欺を行った場合 など



# 旅行中のケガや病気に・・・大同火災の海外アシスタンスサービス

## ケガ・病気の際のアシスタンスサービス

日本語対応

24時間対応

年中無休

ご旅行中のケガや病気でお困りのときは、弊社提携会社のメディカルアシスタンスサービスをご利用ください。以下の9つのサービスからお客さまの楽しい旅行をしっかりサポートします。サービスのご利用にあたっては「海外旅行傷害保険 ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)」をご確認ください。

### ① キャッシュレス医療サービス

海外旅行中のケガ・病気の際に提携会社が治療費を直接病院にお支払いするサービスで、お客さまは現金のお支払いなしで、病院で治療を受けることができます。すでに病院等に収容されている場合、病院側へキャッシュレス治療サービス提供の交渉をします。

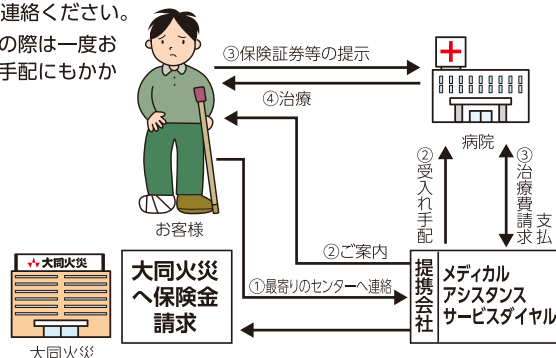
#### ●キャッシュレス医療サービスのご利用方法●

- (1) 病院へ行かれる前に提携会社の各センターまでご連絡ください。提携会社が医療機関のご紹介、受診予約の手配を行います。
- (2) 大同火災の保険証券等を病院にご提示ください。保険証券を持ちでない場合は、提携会社へご連絡ください。

※病院によっては診察後に処方箋が出され、別途薬局で薬の購入が必要な場合がありますので、その際は一度お客さまにてお支払いいただき、帰国後に大同火災までご請求ください。キャッシュレスサービス手配にもかかわらず、病院から治療費の請求があった場合は、提携会社までご連絡ください。

#### ●「キャッシュレス医療サービス」ご利用にあたっての注意事項●

- (1) サービスをお断りする場合  
ご契約の海外旅行傷害保険のお支払対象とならないケガまたは病気の場合（持病やご旅行出発前に発生している疾病や歯科治療等）にはサービスの提供をお断りします。
- (2) お客さまの自己負担について  
保険金額の超過部分および保険の対象外の治療についてはお客さまの自己負担となります。
- (3) 医療機関自身の医療過誤につきましては、弊社は一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。



### ② 医療通訳サービス

- ケガや病気で医師の治療を受けられる場合、必要に応じて、電話による医療通訳サービスを提供します。
- 通訳者の派遣手配をします。

### ③ 医療機関/医師の紹介・予約

- 症状、滞在地、診察希望時間帯にあわせ、医療機関/医師を紹介・予約します。
- 宿泊施設滞在中で緊急の場合、宿泊施設のフロントと連絡を取り、往診手配・救急車手配をします。

### ④ 治療経過管理

- 通院受診後のお客さまの回復状況をチェック・治療内容確認・フォローします。
- 入院の場合、適切な治療がなされているか主治医と定期的にコンタクトしチェックします。

### ⑤ ご家族等の救援者へのサポート

- 3日以上続けて入院された場合、医療機関へ駆けつけるご家族の渡航のお手伝いをします。

### ⑥ 緊急移送・帰国搬送手配

- 事故現場へ救急車・救急ヘリ・緊急医療チームの派遣手配をします。
- 商用定期便、チャーター機・付き添い医師/看護師の手配をします。
- 移送先となる最寄り先進国における受け入れ病院の手配をします。
- 帰国搬送の手配をします。
  - ・日本の病院へ転院する必要がある場合、航空会社への患者の搭乗申請手配等をします。
  - ・商用定期便、チャーター機等の搬送便の手配を致します。
  - ・主治医の指示に基づく、付き添い医師/看護師の手配をします。

### ⑦ 遺体搬送手配

- ご遺体の現地火葬手配をします。
- 日本へのご遺体送還手配をします。

### ⑧ 保険金請求手続援助サービス

万一、海外旅行中に病気や事故にあった場合の海外旅行傷害保険、保険金請求方法をお手伝いいたします。

- 保険事故連絡受付
- 保険請求に関するさまざまなお相談や必要書類についてのご案内

#### 【ご利用方法】

提携会社までご連絡ください。保険金請求手続援助サービスは海外旅行傷害保険の対象となる場合、無料となっております。

### ⑨ ノンメディカルサービスの対応

- 携行品の盗難・破損事故  
盗難事故の警察等への届出のアドバイスや、必要書類についてご案内します。
- 賠償責任事故  
賠償事故を起こされた場合、先方との示談交渉に関するアドバイスや、必要書類についてご案内します。
- 保険契約内容の確認  
保険証券の見方のご説明や、保険金額がいくらついているかわからないという場合、ご契約内容の確認をします。

### サービスご利用上のご注意

- ご契約内容に基づきお支払いの対象とならないケガ、病気、事故に該当する場合は、サービスの対象とはなりません。
- サービスに伴って生じた治療費・移送費等の実費がご契約の保険金額を超過する場合には、その超過部分（提携会社の手数料を含みます。）については、お客さまのご負担となります。お支払いの対象とならない実費・手数料をお客さまから提携会社にお支払いいただいた上で初めてサービスを提供させていただきます。
- サービス提供後にお支払いの対象とならないことが判明した場合は、一切の費用はお客さまのご負担となります。サービス提供の途中で判明した場合は、お客さまから提携会社に見込み額・手数料をお支払いいただいた上でサービスを続けさせていただきます。
- 一部地域では、サービスを提供できない場合やサービス開始までにお時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。
- サービスの内容は、予告なく変更・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## その他ご注意いただきたいこと

- 保険金額の設定について、以下の点にご注意ください。
    - ・被保険者の方の年齢・年収などに照らして、適正な金額となるように設定してください。
    - ・次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡に関する保険金額は被保険者ごとと同種の危険を補償する他の保険契約等と合算して1,000万円までとなりますので、ご注意ください。
  - a. 被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
  - b. ご契約者と被保険者が異なり、被保険者の同意が確認できない場合
- なお、ご旅行内容によっては、1,000万円を超えるご契約のお引受が可能な場合もありますので、ご希望の場合には、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- 同種の他の保険契約等がある場合は、申込書の「同種の他の保険契約など」欄に必ずご記入ください。
  - 補償内容が同様の保険契約（傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいた上でご契約ください。
  - 次のような場合には、特別危険補償特約をセットした場合に限り保険金をお支払いします。詳しくは「ご契約のしおり（約款）」をご確認ください。
    - ・旅行先でビッケル等の登山用具を使用する山岳登山（ロッククライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。）、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）、操縦（ただし、職務として操縦する場合を除きます。）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
    - ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転等をされる場合
  - 保険料のお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。
  - 申込書等に☆または★が付された事項はご契約に関する重要な事項です。ご契約時に正確に記載してください。これらの内容が事実と異なる場合には、ご契約を解除することがあります。解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。（弊社代理店には告知受領権があります。）
  - ご契約後20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。
  - 保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込みを撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
  - 損害保険制度が健全に運営され、保険金のお支払いが正しく確実に行われるよう、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
  - 申込書等に☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことや保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、通知義務の対象には該当しませんが、ご契約者の住所などを変更した場合も取扱代理店または弊社までご連絡ください。
  - 引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」がございます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
  - 保険契約に関する個人情報の取扱方針を定めております。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
  - Web約款について  
「ご契約のしおり（約款）」を「冊子」ではなくインターネット上でご確認いただく「Web約款」をお勧めしております。保険契約申込書においてWeb約款を選択していただき「ご契約のしおり（約款）」のお届けを省略させていただく場合、当社から「沖縄県のサンゴ礁の保全・再生事業」を行う団体へ寄付を行い、地球環境の保護にお役立ていただけます。Web約款を選択された方は、弊社ホームページ（<https://www.daidokasai.co.jp/>）から「ご契約のしおり（Web約款）」を選択し、ご契約いただく補償内容について普通保険約款・特約をご確認ください。

## 万が一事故が起きた場合には

- すぐにお近くの取扱代理店または弊社事故受付センター窓口（下記参照）に30日以内にご連絡ください。ご旅行先でご請求の場合には、提携会社の各センターまでご連絡ください。正当な理由がなくご連絡がない場合、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いする場合がございますのでご注意ください。
  - 賠償をしなければならぬと思われる事故が発生した場合には、事故の処理につきご相談ください。示談金や賠償金をあらかじめ弊社の承認をせずに支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんが、万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円滑に解決できるようご相談に応じさせていただきます。なお、賠償責任保険金では、重複する他の保険契約等がある場合は、他の保険契約等から既に保険金が支払われていた時は、弊社のお支払いする保険金からそれらの額の合計額が差し引かれることがあります。
  - 事故により高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない特別な事情があり、かつ、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がいない場合には、弊社の承認を得て、所定の方（以下「代理請求人」といいます。詳細は下記（注）をご覧ください。）が保険金を請求することができます。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、本制度については、代理請求人となる方も必ずご説明ください。
- (注) ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者  
②被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合）  
③上記①以外の配偶者または上記②以外の3親等内の親族（上記①、②の方がいない場合または上記①、②の方に保険金を請求できない事情がある場合）

このパンフレットは「海外旅行傷害保険」の概要をご紹介します。ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、詳細は種目ごとに「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店へご請求ください。その他ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にご照会ください。取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などはこちらにご連絡ください。

### お客さま相談センター

受付時間：午前9：00～午後5：00（土日・祝日および12/31～1/3を除きます）

お問い合わせ・ご相談  0120-671-071（お客さま相談センター）

ご不満・ご意見・ご要望  0120-331-308（お客さま相談センター）

### 事故受付センター

※万が一事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

 0120-091-161（通話料無料）  
FAX 098-863-5596

### 保険会社の間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル  0570-022808（通話料有料）

受付時間：午前9：15～午後5：00（土日・祝日および12/30～1/4を除きます）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

この島の損保。

 **大同火災海上保険株式会社**

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号  
(ホームページアドレス) <https://www.daidokasai.co.jp/>

●お申し込み・お問い合わせは